

令和5年10月5日

大分県知事 殿

住 所 大分市千代町3丁目2番37号
報告者 大分赤十字病院
氏 名 院長 福澤 謙吾
電話番号(097)532-6181

地域医療支援病院業務報告書

標記について、医療法施行規則第9条の2の規定に基づき、令和4年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

| | |
|-----|-----------------------------|
| 住 所 | 〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1-3 |
| 氏 名 | 日本赤十字社 社長 清家 篤 |

2 名 称

| |
|---------|
| 大分赤十字病院 |
|---------|

3 所在地

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 〒870-0033 大分市千代町3丁目2番37号 | 電話番号(097)532-6181 |
|-----------------------------|-------------------|

4 病床数

| 精神病床 | 感染症病床 | 結核病床 | 療養病床 | 一般病床 | 合 計 |
|------|-------|------|------|------|------|
| | | | | 340床 | 340床 |

5 施設の構造設備

| 施 設 名 | 設 備 概 要 |
|-----------|--|
| 集 中 治 療 室 | (主な設備) ポータブルX線撮影装置、呼吸循環監視装置、血液ガス分析装置、除細動器、心電計 病床数 5床 |
| 化 学 検 査 室 | (主な設備)生化学・免疫自動分析装置 (Cobas c702、e801) |
| 細 菌 検 査 室 | (主な設備)同定・感受性検査装置 (Walk Away40・SIシステム) |
| 病 理 検 査 室 | (主な設備)凍結切片作製器・自動包埋装置 |
| 病 理 解 剖 室 | (主な設備)解剖台 |
| 研 究 室 | (主な設備)生物顕微鏡 (オリンパス BX-51) |
| 講 義 室 | 室数 4室 収容定員 160人 |

| | | | | |
|---------------|----------|----------------------------------|---------------------|----------|
| 図 書 室 | 室数 | 1室 | 蔵書数 | 2,300冊程度 |
| 救急用又は患者搬送用自動車 | (主な設備) | 救急搬送用足折れ式ストレッチャー、酸素ボンベ固定装置、点滴フック | | |
| | | | 保有台数 | 1台 |
| 医薬品情報管理室 | [専用室の場合] | 床面積 | 32.64m ² | |
| | [共用室の場合] | 〇〇室と共用 | | |

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

6 他の病院又は診療所からの紹介患者に医療を提供する体制が整備されていることの証明

| | | | |
|--------------|----------------------|------|------------------------|
| 地域医療支援病院紹介率 | 77.8% | 算定期間 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 |
| 地域医療支援病院逆紹介率 | 89.7% | | |
| 算出根拠 | A：紹介患者の数 | | 8,394人 |
| | B：初診患者の数 | | 10,788人 |
| | C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数 | | 9,678人 |

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

7 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類(別紙第1)

8 救急医療を提供する能力を有することを証する書類(別紙第2)

9 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類(別紙第3)

10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法(別紙第4)

11 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類(別紙第5)

12 委員会の開催実績(別紙第6)

13 患者相談の実績(別紙第7)

14 その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類(別紙第8)

(別紙第1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

| |
|---|
| 医療機関延数 (2) 開設者と直接関係のない医療機関延数 (2) 共同利用に係る病床利用率 (1.59%) |
|---|

注 当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

| |
|--|
| 建物：全部 医療機器：手術室における手術機器、放射線施設における医療機器(X線撮影装置、CT、MRI等)、内視鏡検査室における医療機器(胃カメラ、大腸ファイバー、腹部エコー等)、生理機能検査における医療機器(超音波診断装置、心電図等) 研究・研修施設：図書室、診療録管理室、医事課、会議室、研修室 |
|--|

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

(1) 共同利用に関する規定の有無 有 無

(2) 利用医師等登録制度の担当者 氏名 XXXXXXXXXX

職 種：副院長

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

| 医療機関名 | 開設者名 | 住 所 | 主たる診療科 | 地域医療支援病院開設者との経営上の関係 |
|-------|------|-----|--------|---------------------|
| 別添1 | | | | |

注 当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

| | |
|--------------|----|
| 常時共同利用可能な病床数 | 5床 |
|--------------|----|

(別紙第2)

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

| No. | 職種 | 氏名 | 勤務の態様 | 勤務時間 | 備考 |
|-----|----|------------|------------------------|----------------|----|
| 1 | 医師 | ██████████ | 常勤 非常勤 専従 非専従 | 8:30～ 17:10 | |

2 重症救急患者のための病床の確保状況

| | |
|-------------|----|
| 優先的に使用できる病床 | 1床 |
| 専用病床 | 4床 |

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

| 施設名 | 床面積 | 設備概要 | 24時間使用の可否 |
|-----------|---------------------|---|-----------|
| 西4病棟(462) | 32.40m ² | (主な設備) 低圧持続吸引、吸引、酸素、輸液ポンプ、シリンジポンプ、心拍自動センサー、自動血圧計、インスピロン吸入 | 可能 |
| 西4病棟(470) | 70.02m ² | (主な設備) 人工呼吸器、O ₂ 吸入、インスピロン吸入、IABP、CHDF、輸液ポンプ、シリンジポンプ、低圧持続吸引、吸引、心拍呼吸センサー(血圧、心拍、SP O ₂) | 可能 |

4 備考

| |
|--------------------|
| 第二次救急指定病院(平成12年4月) |
|--------------------|

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号各都道府県知事あて厚生省医政局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数 | 1,395人 (864人) |
| 上記以外の救急患者の数 | 2,263人 (444人) |
| 合計 | 3,658人 (1,308人) |

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

| | |
|---------------|----|
| 救急用又は患者輸送用自動車 | 1台 |
|---------------|----|

(別紙第3)

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

| |
|-----|
| 別添2 |
|-----|

2 研修の実績

| | |
|--------------------|------|
| (1) 地域の医療従事者への実施回数 | 12回 |
| (2) (1)の合計研修者数 | 287人 |

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無 有・無

(2) 研修委員会設置の有無 有・無

(3) 研修指導者

| 研修指導者氏名 | 職 種 | 診 療 科 | 役 職 等 | 臨床経験年数 | 特 記 事 項 |
|---------|-------|------------|-----------|--------|---------|
| | 医師 | 腎臓内科 | 副院長 | 38年 | 責任者 |
| | 医師 | リウマチ科 | 副院長 | 31年 | |
| | 医師 | 呼吸器内科 | 診療科部長 | 25年 | |
| | 医師 | リハビリテーション科 | 診療科部長 | 29年 | |
| | 医師 | 肝胆膵内科 | 診療科部長 | 30年 | |
| | 医師 | 麻酔科 | 診療科部長 | 35年 | |
| | 医師 | 内分泌・糖尿病内科 | 診療科部長 | 18年 | |
| | 医師 | 救急科 | 診療科部長 | 20年 | |
| | 歯科医師 | 歯科 | 診療科部長 | 24年 | |
| | 歯科医師 | 歯科 | 診療科副部長 | 21年 | |
| | 看護師 | | 看護副部長 | 30年 | |
| | 看護師 | | 看護師長 | 33年 | |
| | 看護師 | | 看護師長 | 30年 | |
| | 看護師 | | 看護係長 | 25年 | |
| | 薬剤師 | | 薬剤部長 | 25年 | |
| | 薬剤師 | | 薬剤管理課長 | 24年 | |
| | 放射線技師 | | 放射線診療課長 | 30年 | |
| | 放射線技師 | | 放射線情報管理係長 | 19年 | |
| | 事務 | | 総務課長 | | |
| | 事務 | | 人事職員係長 | | |

注 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

| 施設名 | 床面積 | 設備概要 |
|-------|----------------------|--|
| 大会議室 | 102.69m ² | (主な設備) PC、スクリーン、プロジェクター、放送設備、TV、DVD |
| 小会議室 | 39.20m ² | (主な設備) PC、スクリーン、プロジェクター、TV、DVD |
| 研修室 | 41.41m ² | (主な設備) PC、スクリーン、プロジェクター |
| 西4会議室 | 27.03m ² | (主な設備) ホワイトボード |

(別紙第4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

| | | |
|---------|----------|--|
| 管理責任者氏名 | 院長 | |
| 管理担当者氏名 | 医療業務支援課長 | |

| | | 保管場所 | 分類方法 |
|---|---|---------------|-------|
| 診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約 | | 医療情報管理室 | 別添3、4 |
| 病院の管理及び運営に関する諸記録 | 共同利用の実績 | 医療連携・患者支援センター | |
| | 救急医療の提供の実績 | 医療業務支援室 | |
| | 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績 | 医療連携・患者支援センター | |
| | 閲覧実績 | 医療連携・患者支援センター | |
| | 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿 | 医療連携・患者支援センター | |

注 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類

| | | |
|---|---------------------|--|
| 閲覧責任者氏名 | 医療連携・患者支援センターセンター長 | |
| 閲覧担当者氏名 | 医療連携・患者支援センター副センター長 | |
| 閲覧の求めに応じる場所 | 医療連携・患者支援センター | |
| 閲覧の手続の概要 | | |
| 登録医は閲覧希望日時を事前に予約し、当日は登録医証を提示し、受付を行う。 カルテの閲覧は、登録医のID（閲覧のみ）を使用し医療連携・患者支援センターで行う。 登録医は開放病床共同指導記録票に診療内容を記載し、当該記録票は医療連携・患者支援センターが保管する。 | | |

| | | |
|-----------|--------|----|
| 前年度の総閲覧件数 | | 2件 |
| 閲覧者別 | 医師 | 2件 |
| | 歯科医師 | 件 |
| | 地方公共団体 | 件 |
| | その他 | 件 |

注 閲覧件数については、前年度の総延べ人数を記入すること。

(別紙第6)

委員会の開催の実績

| | |
|--|----|
| 委員会の開催回数 | 1回 |
| 委員会における議論の概要 | |
| 1. 令和4年度現状報告 1) 登録施設、登録医数 2) 共同利用実施状況 3) 患者相談件数 4) 救急外来受入状況 5) 紹介率・逆紹介率 6) 医療従事者に対する研修状況 7) その他 2. 大分赤十字病院の新型コロナウイルス感染症の対応 3. 令和5年度に向けての課題 4. 「地域医療支援委員会」に関する意見照会について 5. その他・次回委員会の開催予定について | |

注 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(別紙第7)

患者相談の実績

| | |
|---|-----------------|
| 患者相談を行う場所 | 相談窓口・相談室・その他() |
| 主として患者相談を行ったもの (複数回答可) | 看護師、社会福祉士 |
| 患者相談件数 | 613件 |
| 患者相談の概要 | |
| <ul style="list-style-type: none">・家族関係に関すること 56件・在宅介護・地域生活に関すること 53件・療養生活に関すること 43件・経済的問題に関すること 64件・就労・職場環境に関すること 22件・虐待・暴力・人権に関すること 10件・受診・受療に関すること 80件・転院に関すること 9件・他施設利用に関すること 58件・心理・情緒的問題に関すること 165件・他福祉関係法利用に関すること 30件・その他 23件 | |

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し、記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(別紙第8)

その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類

(この項目についての記載は任意です。)

1 病院の機能に関する第三者による評価

| | |
|---|-----|
| 病院の機能に関する第三者による評価の有無 | 有・無 |
| ・評価を行った機関名、評価を受けた時期 ・評価を行った機関名 日本医療機能評価機構 ・評価を受けた時期等 2020年7月25日認定 病院機能評価 3rd G Ver. 2.0 | |

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構による評価があること。

| | |
|---|-----|
| 2 果たしている役割に関する情報発信 果たしている役割に関する情報発信の有無 | 有・無 |
| ・情報発信の方法、内容等の概要 診療情報誌による情報発信 | |

3 退院調整部門

| | |
|--|-----|
| 退院調整部門の有無 | 有・無 |
| ・退院調整部門の概要 医療連携患者支援センターNS、MSWによる退院支援 併設の訪問看護ステーションと協同の退院支援 | |

4 地域連携を促進するための取組

| | |
|---|-----|
| 地域連携クリティカルパスの策定 | 有・無 |
| ・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 大腿骨、脳卒中、がん ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 地域連携フォーラムの開催 | |

1. 大分赤十字病院共同利用制度運営要綱

第1 総則

1. 目的

この要綱は、大分赤十字病院（以下「当院」という。）の施設・医療設備を近隣地域（大分市を中心とした医療機関）の医療従事者の診療、研究や研修を目的として利用（以下「共同利用制度」という。）のため開放し、地域の医療機関との連携及び地域医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2. 共同利用制度

共同利用制度の内容は次のとおりとする。

- (1) 紹介患者診療共同利用
- (2) 医療機器共同利用
- (3) 研究部門共同利用
- (4) 研修会等参加共同利用

3. 共同利用制度の利用の遵守事項

紹介患者診療共同利用、医療機器共同利用を利用する登録医は、病院内において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用する際は、緊急その他やむを得ない場合を除き、地域医療連携課へ連絡後利用する。
- (2) 白衣については、当院が準備する白衣を着用する。
- (3) 当院来院の際は、必ず登録医証を持参し、カードケースに入れ見やすい所に着用する。
- (4) その他、当院の諸規則を遵守する。

4. その他

- (1) 共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対処する。
- (3) 共同利用制度の運営要綱に定めのない事項等疑義が生じた場合は、関係者（当院関係者と登録医の両者）の協議により決定するものとする。

第2 医療機関等の登録

1. 事前登録

共同利用制度は、研修会等参加共同利用を除き、その利用にあたっては事前に登録（以下「登録医」という。）することを原則とする。

2. 登録名及び共同利用制度

共同利用制度の利用登録名は医療機関名又は医師名をもって登録する。

3. 登録医の対象医療機関等

共同利用制度において登録できる医療機関等は、原則として医師会加入医療機関等とする。

4. 登録の申請

- (1) 共同利用制度の利用登録を行おうとする医療機関等は、登録医申請書により当院長に申請するものとする。
- (2) 当院長は申請内容を審査し、登録を承認した場合は、登録医師名簿に医療機関名称、所在地、医師名等を登録する。

5. 登録医の交付

「登録医師名簿」に登録された医療機関の登録医に対しては、登録医証を交付する。

6. 登録期間

登録医の期間は2ヶ年とし、当院および登録医双方に異存のない場合は自動的に延長するものとする。

ただし、当院長が不適当と判断した場合は、登録を取り消すことが出来るものとする。

7. 登録内容の変更

- (1) 医療機関名等や登録内容に変更が生じた際は、その都度地域医療連携課へ報告しなければならない。
- (2) 登録医療機関名簿の登録を辞退する医療機関等は、当院長に辞退の申し出をしなければならない。

第3 紹介患者診療共同利用

1. 紹介患者診療共同利用の内容

紹介され入院した患者の診療については、地域医療機関の「かかりつけ医」としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが共同して当該患者の検査、処置又は患者の指導を進めることで、退院後のかかりつけ医への円滑な連携につながるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を探るための診療の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

利用できる対象者は、当院登録医とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があ

る場合は、当院長が許可したものはこの限りではない。

3. 共同利用

- (1) 登録医は、当院の開放病床に自院の患者を入院させ当院の主治医と共同で診療にあたることができる。
- (2) 共同利用の時間は、原則として平日（月～金 祝日を除く）9時から17時とする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

4. 共同利用の報告書

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携課へ報告しなければならない。

また、当院主治医及び登録医は、自院の診療録に共同診療の内容を記載するものとする。

第4 医療機器利用共同利用

1. 医療機器共同利用の内容

地域医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、地域医療機関のかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが連携し当院の医療機器を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医への円滑な連携につながるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を促すための診療型の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、当院「登録医制度」に加入している登録医とする。

ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象医療機器等

- (1) 手術室における各手術機器
- (2) 放射線施設における各医療機器
 - ① エックス線撮影装置
 - ② コンピュータ断層撮影装置 (CT)
 - ③ 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- (3) 内視鏡検査における各医療機器
- (4) 生理機能検査における各医療機器
 - ① 超音波診断機器
 - ② 心電図機器等

4. 共同利用の報告等

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携課へ報告しなければならない。

ない。

第5 研究部門共同利用

1. 研究部門共同利用

当院の研究部門の機能を登録医療機関等の医療従事者のために開放し、登録医療機関等の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要によりその研究活動に対しお互いに連携しその研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研究部門

当該共同利用のために利用できる部門は、図書室、診療録管理室、医事課、及び当院の研究室における研究に必要な機器とする。

4. 利用手続き

- (1) 当該部門を利用する場合にあつては、予め当院の地域医療推進課にて申し込み、所定の手続きを行い部門の責任者の許可を受けるものとする。
- (2) 個人情報に掲載されている部門を利用する場合は、その利用目的、利用する内容等を明記した文書を院長に提出し、承認を得なければならない。
ただし、利用については個人情報以外の情報に限る。

第6 研修会等参加共同利用

1. 研修会等参加共同利用の内容

当院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、地域医療従事者とともに連携しながら研修研究活動を進めるもので地域医療従事者の資質の向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研究会等

当該共同利用のため利用できる研修会等は、次のとおりとする。

- (1) 当院が主催する講演会又は研修会、その他これに類する研修研究活動
- (2) 当院各診療科が医師会分科会等の協力を得て開催する症例検討会、研究会又はこ

れに類する研究活動

- (3) 当院の看護部、医療技術部門又はその他の部門が開催する研修研究活動
- (4) 記念行事として行われる講演会その他これに類する研修研究活動
- (5) その他研修研究等の目的が運営要領の目的と合致する場合で、当院長の許可を受けた研修会等

4. 利用時の手続き

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等会場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日に制定し、平成23年10月1日から施行する。

研究部門共同利用申請書

大分赤十字病院長 様

平成 年 月 日

利 用 申 請 書

利用者
住 所

責 任 者
TEL
FAX

利用場所 1. 図書閲覧室 2. 診療録管理室 3. その他 ()

利用期間 平成 年 月 日 ()
時 間 時 分～ 時 分

利用目的

参加人数 約 名

そ の 他

・プロジェクターなどの借用を希望される場合は、予めお申し出ください。

利 用 許 可 書

上記申請による大分赤十字病院「 」の利用を許可します。

平成 年 月 日

大分赤十字病院長

登録医療機関一覧

令和5年3月31日現在

| | 医療機関名 | 開設者名 | 住 所 | 主たる診療科 | 地域医療支援病院開設者との経営上の関係 |
|----|--------------------|--------------|---------------------------|--|---------------------|
| 1 | 明野循環器内科クリニック | 安部 雄征 | 大分市明野東2丁目33-11 | 循環器・内科 | 無 |
| 2 | あけのメディカルクリニック | 医療法人 久友会 | 大分大字横尾4451番地の5 | 内科・精神科 | 無 |
| 3 | 麻生整形外科クリニック | 医療法人 一湖会 | 大分市新春日町2丁目3-13 | 整形外科 | 無 |
| 4 | 阿南循環器内科クリニック | 阿南 太 | 大分市森582-1 | 循環器・内科 | 無 |
| 5 | あべたかこ内科・循環器クリニック | 安部 隆子 | 大分市生石145-54 | 内科・循環器 | 無 |
| 6 | 石田消化器IBDクリニック | 石田 哲也 | 大分市東大道1丁目3番1号アクロスプラザ大分駅2F | 消化器内科・一般内科 | 無 |
| 7 | 有田胃腸病院 | 医療法人 八宏会 | 大分市牧1丁目2番6号 | 消化器・肛門科・放射線科・外科・内科 | 無 |
| 8 | 安東循環器内科クリニック | 医療法人 英光会 | 大分市高松1丁目4-4 | 循環器 | 無 |
| 9 | いざなみ診療所 | 一般社団法人 鳳山会 | 大分市大字宮崎1385-1コーポ長岡202 | 内科・外科 | 無 |
| 10 | 市ヶ谷整形外科 | 医療法人 市谷会 | 大分市古国府1203-1 | 整形外科 | 無 |
| 11 | 伊藤田クリニック | 医療法人 安徳会 | 大分市春日町8-9 | 内科・ペイン | 無 |
| 12 | 井上循環器内科クリニック | 医療法人 | 大分市高松2-4-25 | 内科・循環器 | 無 |
| 13 | 井上医院 | 井上 徳司 | 大分市坂ノ市中央2-5-37 | 消化器・内科・呼吸器・外科・肛門科 | 無 |
| 14 | 井野辺病院 | 医療法人 豊栄会 | 大分市大字中尾字平255番地 | 神経内科・呼吸器・消化器・整形外科ほか | 無 |
| 15 | 井野辺内科クリニック | 医療法人 豊栄会 | 大分市府内町1丁目3-23 | 内科・循環器 | 無 |
| 16 | 今村病院 | 医療法人 芝崎会 | 大分市府内町1丁目3-23 | 整形外科 | 無 |
| 17 | 医療法人がつた内科胃腸科クリニック | 勝田 猛 | 大分市大字毛井279-1 | 内科・胃腸科・呼吸器科・循環器科・外科・肛門科 | 無 |
| 18 | 大分あべハートクリニック | 医療法人 恵伸会 | 大分市萩原3丁目22-28 | 内科・循環器 | 無 |
| 19 | 大分駅南クリニック | 亀吉 椋太郎 | 大分市東大道2丁目3番45号 | 心療内科 | 無 |
| 20 | おおいたメディカルクリニック | 医療法人 圭成会 | 大分市上田町3-1-56 | 内科・消化器科・神経内科 | 無 |
| 21 | うえお乳腺外科 | 医療法人 うえお乳腺外科 | 大分市羽屋188-2 | 乳腺外科 | 無 |
| 22 | うえのまち歯科 | 澤田 幸作 | 大分市上野町1-6プリメーラコート神志那101 | 歯科 | 無 |
| 23 | 臼杵循環器内科 | 丸尾 匡宏 | 臼杵市福田759-1 | 内科・循環器内科 | 無 |
| 24 | うすきメディカルクリニック | 医療法人 終会 | 臼杵市大字臼杵字洲崎72番地32 | 整形外科・外科・内科・腎臓内科 | 無 |
| 25 | 宇野内科医院 | 医療法人 雄飛会 | 大分市萩原1丁目17-4 | 内科・胃腸科・循環器 | 無 |
| 26 | えとつ眼科 | 齋藤 崇彦 | 大分市明野北1丁目2226番11 | 眼科 | 無 |
| 27 | えもと内科クリニック | 医療法人 江木内科医院 | 大分市府内町2-5-37 | 内科 | 無 |
| 28 | 王子クリニック | 樽永 義則 | 大分市王子町1-11 | 内科・消化器内科・心療内科 | 無 |
| 29 | 大分春日内科循環器・エコークリニック | 医療法人 ICC | 大分県大分市田室町6-11 | 内科・循環器内科 | 無 |
| 30 | 大分さずなハロー歯科診療所 | 内野 辰宏 | 大分市中島中央3丁目2番19号 | 歯科 | 無 |
| 31 | 大分記念病院 | 医療法人 大分記念病院 | 大分市羽屋9組の5 | 内科・血液内科・消化器・内視鏡内科・循環器・呼吸器・神経内科・糖尿病内科ほか | 無 |
| 32 | 大分健生病院 | 大分県医師生活協同組合 | 大分市古ヶ鶴1丁目1番15号 | 内科・整形 | 無 |
| 33 | 大分三愛メディカルセンター | 社会医療法人 三愛会 | 大分市大字市556-3 | 内科・血液内科・消化器・内視鏡内科・循環器・呼吸器・神経内科・糖尿病内科ほか | 無 |
| 34 | 大分市医師会立アルメイダ病院 | 大分市医師会立 | 大分市大字宮崎1509-2 | 外科・消化器・呼吸器・神経内科・循環器・泌尿器ほか | 無 |

| | | | | | |
|----|-----------------|-------------------|-----------------------|-----------------------------------|---|
| 35 | 大分循環器病院 | 医療法人 愛寿会 | 大分市太平町4組 | 内分泌科・血液内科・循環器・消化器・呼吸器ほか | 無 |
| 36 | 大分整形外科病院 | 医療法人 一信会 | 大分市岩田町1丁目1-41 | 循環器・消化器・整形外科 | 無 |
| 37 | 大分内科腎クリニック | 医療法人社団 顕啓会 | 大分市顕徳町3丁目1-5 | 腎臓内科・人工透析 | 無 |
| 38 | 大分内分泌糖尿病内科クリニック | 但馬 大介 | 大分市要町9番19号 | 内科・腎臓内科・呼吸器 | 無 |
| 39 | 大分中村病院 | 医療法人社団 恵徳会 | 大分市大手町3丁目2-43 | 整形外科・形成外科・脳神経外科・外科・消化器内科ほか | 無 |
| 40 | 大分リハビリテーション病院 | 社会医療法人 敬和会 | 大分市大字志村765 | リハビリテーション科 | 無 |
| 41 | 大塚内科リウマチ科クリニック | 医療法人 千年樹 | 大分市玉沢703-1 | 内科・リウマチ・消化器 | 無 |
| 42 | おかだ眼科 | 医療法人 祥和会 | 大分市今津留3-4-30 | 眼科 | 無 |
| 43 | お元気でクリニックこれいし | 医療法人 ラピス | 大分市田中町8組1東 | 内科・アレルギー・リハビリテーション | 無 |
| 44 | おさこ内科・外科クリニック | 尾迫 俊克 | 大分市田中町20組 | 内科・外科 | 無 |
| 45 | おの英伸クリニック | 医療法人 英和会 | 大分市王子南町40番 M&M王子南102号 | 消化器科 | 無 |
| 46 | 織部内科クリニック | 医療法人 織部内科クリニック | 大分市大手町2丁目1-12 | 内科・循環器・消化器・漢方内科 | 無 |
| 47 | 織部泌尿器科 | 医療法人 延寿会 | 大分市大字森550番地の1 | 泌尿器 | 無 |
| 48 | 織部病院 | 医療法人 誠徳会 | 大分市大字田中町1-3 | 内科 | 無 |
| 49 | 織部リウマチ科内科クリニック | 医療法人 向有会 | 大分市東大道1-8-15 | リウマチ科・内科 | 無 |
| 50 | 尾渡眼科 | 尾渡 美和子 | 大分市千代町3丁目1-3 | 眼科 | 無 |
| 51 | 甲斐歯科医院 | 甲斐 嘉六 | 大分市城崎町1-5-6 2F | 歯科 | 無 |
| 52 | 垣泊胃腸クリニック | 医療法人 大健会 | 大分市金池南2-3-3 | 内科・消化器内科・胃腸内科・外科 | 無 |
| 53 | 鹿子嶋医院 | 鹿子嶋 俊平 | 大分市碩田町3-1-4 | 胃腸科・内科 | 無 |
| 54 | 金田医院 | 金田 雅俊 | 津久見市高洲町19-10 | 内科・小児科 | 無 |
| 55 | かやしま内科 | 医療法人 正徳会 | 大分市古ヶ鶴2丁目1-1 | 胃腸科・内科・糖尿病内科 | 無 |
| 56 | 辛島内科クリニック | 辛島 賢士 | 大分市千代町2丁目1-1 | 内科 | 無 |
| 57 | 神崎循環器クリニック | 医療法人社団 神崎循環器クリニック | 大分市府内町3丁目7-36 | 内科・消化器・循環器・小児科 | 無 |
| 58 | きたじま内科・胃腸内科 | 喜多嶋 和晃 | 大分市六坊北町6-73-1 | 内科・消化器内科 | 無 |
| 59 | 吉川医院 | 佐藤 俊介 | 大分市中島中央1丁目2番38号 | 循環器・内科 | 無 |
| 60 | 木村医院 | 木村 祐一 | 大分市東春日町3-22 | 内科・外科・肛門科・消化器・腎臓内科・循環器 | 無 |
| 61 | 国東循環器クリニック | 医療法人 明昇会 | 大分市上宗方417-6 | 内科・外科・肛門科・消化器・腎臓内科・人工透析内科・循環器 | 無 |
| 62 | 国東整形外科医院 | 医療法人 顕寿会 | 大分市大字上宗方559番地の3 | 整形外科・リウマチ・リハビリテーション | 無 |
| 63 | けんせいホームケアクリニック | 大分県医療生活協同組合 | 大分市津留字六本松1970-7 | 内科 | 無 |
| 64 | こうざきクリニック | 長松 宜哉 | 大分市大字本神崎251-8 | 内科 | 無 |
| 65 | 坂ノ市病院 | 社会医療法人 関愛会 | 大分市坂ノ市中央1-269 | 内科・小児科・消化器内科・呼吸器内科・リハビリテーション科 | 無 |
| 66 | さとう神経内科・内科クリニック | 佐藤 洋介 | 大分市下郡北1丁目4-14 | 整形外科・脳外・内科・外科・RA | 無 |
| 67 | シーサイドクリニックオオイタ | 豊田 弘之 | 大分市大字生石字川向37-7 | 内科・消化器・リハビリテーション | 無 |
| 68 | 歯科菅原健二医院 | 菅原 健二 | 大分市津留字六本松1909-1 | 歯科 | 無 |
| 69 | 佐賀関病院 | 社会医療法人 関愛会 | 大分市大字佐賀関750-88 | 内科・整形・循環器・呼吸器科・外科・耳鼻咽喉科眼科・肛門科・小児科 | 無 |
| 70 | 大東よつば病院 | 社会医療法人 関愛会 | 大分市大字松岡1946番地 | 内科 | 無 |
| 71 | 循環器・内科 平田医院 | 平田 雅敬 | 大分市王子中町9-37 | 内科・循環器内科 | 無 |

| | | | | | |
|-----|-----------------------|-----------------|--------------------------|--|---|
| 72 | 城南クリニック | 医療法人 ナーサティア | 大分市大字永興1126-10 | 小児科 | 無 |
| 73 | 新こどもクリニック | 新 博行 | 由布市挾間町北方53番 | 小児科・アレルギー科 | 無 |
| 74 | すずかけ岡本クリニック | 岡本 龍治 | 大分市千代町2丁目3-45 | 内科・消化器・糖尿病内分泌 | 無 |
| 75 | すみ循環器内科クリニック | 嶋 廣邦 | 大分市下郡南1丁目1-6 | 循環器・内科・呼吸器 | 無 |
| 76 | 膳所胃腸肛門泌尿器病院 | 医療法人 慈善会 | 大分市金池町1丁目9-3B | 胃腸科・肛門科・外科・内科・整形外科・泌尿器科・皮膚科 | 無 |
| 77 | 曾根産婦人科医院 | 医療法人社団 愛育会 | 大分市永興2-149-3 | 産婦人科 | 無 |
| 78 | そのだ内科・外科クリニック | 園田 哲司 | 大分市大道町3丁目3番1 | 内科・外科・消化器・麻酔科 | 無 |
| 79 | だいかく病院 | 大角 秀一 | 大分市下郡山の手2-18 | 内科・循環器内科・心臓血管外科・外科・整形外科 | 無 |
| 80 | たかまし泌尿器科 | 高橋 真一 | 大分市寒田1054-1 | 泌尿器・内科・消化器・人工透析内科 | 無 |
| 81 | 竜の子在宅クリニック | 曹田 竜美 | 大分市上野町14-30 | 内科・心療内科・外科・脳神経外科・精神科 | 無 |
| 82 | 田中耳鼻咽喉科クリニック | 田中 博一郎 | 大分市牧3-11-10 | 耳鼻咽喉科 | 無 |
| 83 | 塚川第一病院 | 医療法人 博光会 | 大分市東春日5-25 | 内科・循環器・胃腸科・呼吸器・精神科 | 無 |
| 84 | 津久見中央病院 | 津久見市医師会 | 津久見市大字千慈6011番地 | 外科・内科 | 無 |
| 85 | 得丸内科・消化器内科 | 得丸 佳秀 | 大分市牧3-13-1 | 内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・アレルギー科・呼吸器科・循環器科・胃腸科・消化器内科(内視鏡)・糖尿病代謝内科 | 無 |
| 86 | 内科阿部医院 | 医療法人社団信成会内科阿部医院 | 大分市中春日町16-13 | 内科・糖尿病内科・腎臓内科・循環器科・消化器科 | 無 |
| 87 | 内科津田かおるクリニック | 津田 典 | 大分市大字横尾4131-1 | 内科・代謝内科・内分泌内科・脂質代謝内科・内分泌糖尿病代謝内科 | 無 |
| 88 | ながお歯科 | 長尾 威 | 大分市萩原3-1-15 | 歯科 | 無 |
| 89 | 中島クリニック | 社会医療法人 関野会 | 大分市中島西1-5-8 | 内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・小児科 | 無 |
| 90 | 長浜内科クリニック | 医療法人社団 柏方会 | 大分市長浜町1-9-1 M&M長浜2F | 内科・循環器・消化器 | 無 |
| 91 | 長峰内科・胃腸内科クリニック | 長峰 健二 | 大分市大道町4-5-27第5ノ丁ビル2F | 内科・胃腸科 | 無 |
| 92 | ナチュラル デンタル クリニック | 佐藤 誠宏 | 大分市高比良町5-13 | 歯科 | 無 |
| 93 | きたまち消化器・肛門外科 | 医療法人 健心会 | 大分市明野北1-7-1 | 消化器科・肛門科 | 無 |
| 94 | 南原クリニック | 南原 繁 | 大分市新春日町2-4-3 | 消化器 | 無 |
| 95 | にしお呼吸器内科・アレルギークリニック | 西尾 未広 | 大分市大字駄原2881-82 | 内科・呼吸器内科・アレルギー科 | 無 |
| 96 | にしたけ呼吸器内科・アレルギー科クリニック | 西武 孝浩 | 大分市府内町1丁目1-20トイビル3F | 呼吸器・アレルギー・内科 | 無 |
| 97 | 西の台医院 | 医療法人 松寿堂 | 大分市三芳1955番地 | 小児科・内科 | 無 |
| 98 | にのみや内科 | 二宮 浩司 | 大分市中央町2丁目1-11 | 内科・呼吸器・循環器・消化器 | 無 |
| 99 | 博多病院 | 医療法人 謙誠会 | 大分市野田1111 | 児童精神科・老年精神科・精神科・神経内科・内科 | 無 |
| 100 | はっぴい〜歯科・小児歯科 | 三宮 一仁 | 大分市大字皆春1571-1ばせおビル | 歯科 | 無 |
| 101 | はまさきクリニック | 瀧崎 一 | 大分市東大道2丁目3-16 | リウマチ科・内科・婦人科 | 無 |
| 102 | 濱田クリニック | 医療法人 三幸会濱田クリニック | 大分市府内町1-6-38大分クリニックビル5F | 消化器科・肛門科 | 無 |
| 103 | 日野病院 | 医療法人 福寿会 | 由布市湯布院町川南280 | 内科・外科・産婦人科・消化器・リハビリテーション | 無 |
| 104 | ビューティースマイル高橋歯科医院 | 高橋 政人 | 大分市東浜2丁目6-7 | 歯科・矯正歯科・小児歯科 | 無 |
| 105 | 東浜循環器科・内科クリニック | 藤内 竜夫 | 大分市東浜1-9-18 | 内科・外科・胃腸科 | 無 |
| 106 | ひらた呼吸器内科クリニック | 医療法人 道徳会 | 大分市日岡3丁目1番23号 | 呼吸器・アレルギー・内科 | 無 |
| 107 | 深川内科クリニック | 医療法人 ストレスケア若草 | 大分中央町2丁目1-17ブンゴヤ本社ビル301号 | 内科・心療内科 | 無 |

| | | | | | |
|-----|-----------------|-----------------|---------------------|---------------------------------------|---|
| 108 | 福光医院 | 医療法人 福光医院 | 大分市大字下郡1854尚地の1 | 内科・外科・胃腸科・肛門科・整形外科 | 無 |
| 109 | 桜花クリニック | 医療法人 桜花クリニック | 大分市羽田194-3 | 内科・麻酔科 | 無 |
| 110 | ふじさお内科クリニック | 藤平 章次 | 大分市長浜町1-4-3 | 内科・アレルギー科・リウマチ科・心療内科 | 無 |
| 111 | ふるしょう医院 | 古荘 康志 | 大分市大字古国府844 | 胃腸科・内科・外科・小児科外科・肛門科 | 無 |
| 112 | 桜花病院 | 医療法人 至誠会 | 大分市大字大分4772番地2 | 精神科・診療内科・内科・歯科 | 無 |
| 113 | 星野泌尿器科医院 | 医療法人 星野泌尿器科医院 | 大分市今都留3-2-1 | 泌尿器 | 無 |
| 114 | 細川内科クリニック | 医療法人 あすか会 | 大分市千代町1丁目2番35号 | 内科・小児科・リハビリ | 無 |
| 115 | ほんだ川丸・胃腸内科クリニック | 本田 浩一 | 大分市大字森町501-1 | 一般内科・肝臓内科・胃腸内科・内視鏡内科 | 無 |
| 116 | まつお内科クリニック | 松尾 俊和 | 大分市中島東2丁目3-7-105 | 内科・消化器・呼吸器・循環器 | 無 |
| 117 | 松坂さとう消化器内科 | 医療法人 松栄会 | 大分市大道町1-2-1 | 内科・胃腸内科・リハビリテーション科・放射線科・呼吸器科・循環器科・胃腸科 | 無 |
| 118 | 松本内科循環器科クリニック | 医療法人 圭成会 | 大分市下郡北3丁目21-25 | 内科・循環器・消化器・呼吸器 | 無 |
| 119 | 丸尾眼科医院 | 丸尾 孝一郎 | 大分市新栄町2番7号 | 眼科 | 無 |
| 120 | 三宅胃腸科内科クリニック | 医療法人 三栄会 | 大分市久原852-1 | 胃腸科・内科 | 無 |
| 121 | 村上眼科 | 村上 智貴 | 大分市大道町2丁目7番4号 | 眼科 | 無 |
| 122 | 明和記念病院 | 医療法人 ライフサポート | 大分市明野北1丁目2番17号 | 内科・消化器・呼吸器・リハビリテーション | 無 |
| 123 | めのクリニック | 医療法人 米壽会 | 大分市明野高尾3丁目1-1 | 内科・外科・小児科 | 無 |
| 124 | 森内科医院 | 医療法人 仁友会 | 大分市下郡北3丁目23-25 | 内科・消化器 | 無 |
| 125 | 森山消化器内科クリニック | 森山 初男 | 大分市大字宮崎933番2 | 消化器・内科・外科・肛門外科 | 無 |
| 126 | 安武クリニック | 医療法人 安武医院 | 大分市今都留1丁目3-14 | 整形外科・産婦人科 | 無 |
| 127 | 山内循環器クリニック | 医療法人 山内循環器クリニック | 大分市大道4-5-30 Mビル3階 | 循環器・心臓血管外科・呼吸器・内科 | 無 |
| 128 | やまおか在宅クリニック | 医療法人 カーサミア | 大分市東大道3丁目62-5 | 内科・緩和ケア外科 | 無 |
| 129 | 山形クリニック | 医療法人 英知会 | 大分市萩原1-19-35松栄堂ビル1階 | 呼吸器・アレルギー・内科・皮膚科 | 無 |
| 130 | よつばファミリークリニック | 社会医療法人 蘭岩会 | 大分県大分市大字橋尾1859尚地 | 内科・小児科・整形外科・外科 | 無 |
| 131 | 若林脳神経外科クリニック | 若林 礼浩 | 大分市坂ノ市中央3丁目13-29 | 脳神経外科・神経内科 | 無 |
| 132 | わだ内科・胃と腸クリニック | 医療法人 和田病院 | 大分市津守176番1号 | 内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・消化器科 | 無 |
| 133 | わだ内科医院 | 和田 誠 | 大分市中央町2丁目9番15号 | 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科 | 無 |
| 134 | 渡辺内科医院 | 医療法人 渡辺内科 | 大分市生石2丁目1-5 | 呼吸器科・循環器科・消化器 | 無 |

地域の医療従事者を対象とした研修会等開催実績(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

病院名(大分赤十字病院)

別添2

| 開催月日 | 名称 | 対象者 | 参加者数 | | 募集方法 | 備考 | 講師(所属・氏名) |
|--------|-----------------|----------------|------|------|-----------|---------|---------------------------------|
| | | | 院内者数 | 院外者数 | | | |
| | (例)緩和ケアに関するセミナー | | | | | | |
| 5月11日 | 新人看護師公開研修 | 県内新人看護師 | 8 | 0 | ホームページ | 大分赤十字病院 | インスリン注射について他 |
| 6月1日 | 新人看護師公開研修 | 県内新人看護師 | 16 | 0 | ホームページ | 大分赤十字病院 | メンタルヘルス研修 |
| 6月24日 | がん看護研修 | 県内看護師 | 22 | 0 | ホームページ | 大分赤十字病院 | がん性疼痛看護 |
| 7月1日 | 新人看護師公開研修 | 県内新人看護師 | 13 | 4 | ホームページ | 大分赤十字病院 | BLS・AEDの使い方 急変時の対応(シミュレーション) |
| 7月10日 | 緩和ケア研修会 | 県内の医師、歯科医師、看護師 | 5 | 6 | 郵送・ホームページ | 大分赤十字病院 | 緩和ケア研修会 |
| 8月18日 | 新人看護師公開研修 | 県内新人看護師 | 8 | 4 | ホームページ | 大分赤十字病院 | がん看護 |
| 11月9日 | がんの早期診断に関する研修会 | 県内医師ほか従事者 | 24 | 2 | 郵送・ホームページ | 大分赤十字病院 | がんの早期診断について |
| 11月25日 | がん看護研修 | 県内看護師 | 12 | 0 | ホームページ | 大分赤十字病院 | がん患者の希望を支える 意思決定支援 |
| 12月9日 | がん看護研修 | 県内看護師 | 12 | 0 | ホームページ | 大分赤十字病院 | がん薬物療法の基本と看護 |
| 2月16日 | 緩和ケアセミナー | 県内医療従事者 | 20 | 14 | 郵送・ホームページ | 大分赤十字病院 | がん患者さんの痛みのマネジメント |
| 3月3日 | がん化学療法薬薬連携研修会 | 県内薬剤師 | 1 | 90 | 郵送・ホームページ | 大分赤十字病院 | 当院における腫瘍がんの薬物療法他 |
| 3月17日 | 放射線治療に関する研修会 | 県内医療従事者 | 22 | 4 | 郵送・ホームページ | 大分赤十字病院 | 高齢者腫瘍への対幹部 定位放射線治療 |

診療録等に関する一般規程

大分赤十字病院

(目的)

第1条、診療録は以下の目的のために正確に記載し管理されなくてはならない。

- (1) 患者を診察した結果、診断又は一定の医学的判断に至った根拠を示す。
- (2) 医療行為（処置、検査、処方、手術など）の正当性の証明。
- (3) 当該患者の診療に関わる医療従事者にとって必要不可欠な情報の共有。
- (4) 医学研究・教育の資料。
- (5) 医事紛争等における証明資料。
- (6) 公衆衛生上の価値。

上記のように診療録は、患者に関する医科学的な記録であると同時に、公的な性格を有することを認識しておかなくてはならない。

(一般規定)

第2条、意義

- (1) 「診療録」とは、医師法第24条に規定する診療録、歯科医師法第23条に規定する診療録をいう。【別診-3】
- (2) 「診療録等」とは、診療録に加えて、当院医療従事者が作成した助産記録、看護記録、処方箋、検査記録、レントゲンフィルム、内視鏡写真等の診療に関する諸記録の有形な情報及び無形のデジタル情報等を含めた診療に関する一切の記録をいう。さらに、これらの記録については、文章、図画、フィルム等の有形な情報だけでなく、デジタル情報等を含めた診療に関する一切の記録をいう。

第3条、診療録の作成と基準について

- (1) 診療録への記載は診療の都度遅滞なく行われなくてはならない。
また、記入の責任を明白にするために、その都度必ず記載の日と時刻(24時間制)、署名を行うこと。
- (2) 記入語は原則として日本語を用いる。適当な日本語がない場合には英語を用いてもよい。
- (3) 入院・外来共通の1患者1IDとする。
- (4) 上記のほか例外的な運用については、その都度電子カルテ運用委員会の承認を得ることとし、その運用方法については別途「医療情報管理室の利用案内」に記載する。
- (5) 診療録として用いる書式は電子カルテ運用委員会の承認を得たものでなければならない。書式の新設、変更はシステム管理係を通じて電子カルテ運用委員長に申請を行う。

(注) 記載の詳細については、【別診-1】大分赤十字病院診療録記載要項を参照

(保管等の原則と責任者)

第4条、診療録の管理は病院がこれを保管管理し、その業務は医療情報管理係が行うものとする。

- (1) 退院後の入院診療録は中央カルテ庫に収集し、医療情報管理室において保管、貸出等に関することを行う。
- (2) 外来診療録は旧年度分を中央カルテ庫に収集し、医療情報管理室において保管、貸出等に関することを行う。
- (3) 診療録等のうちフィルムに関しては、放射線科が必要な業務を担当する。
- (4) 上記のほか例外的な運用については、その都度電子カルテ運用委員会の承認を得ることとし、その運用方法については別途「医療情報管理室の利用案内」に記載する。

(保管期間)

第5条、診療録の保管期間は原則として、最終来院日から、入院・外来とも15年とする。ただし、特に必要と認められた診療録についてはこの限りではない。

(利用者の資格)

第6条、診療録等を読覧または借り受けできる者は、次のとおりとする。

- (1) 当院に勤務する職員のうち、7条、8条に定める各号のいずれかに該当し、業務上必要とする場合。
- (2) 医学研究あるいは教育、治験におけるデータ収集に利用する目的で、当院職員以外のものが院長の許可を得た場合。ただし、読覧に限定する。
- (3) 前号までに定める、当院職員以外のものが読覧を希望する場合は、当該診療科の医長等がその身分を確認し、かつその目的が適当と認められた場合に許可する。読覧終了後は当該診療科の医長等の責任において返納を確認しなければならない。
- (4) 診療録等の開示に関わる読覧等の取り扱いについては、別途「大分赤十字病院診療録等の開示に関する規定」を定め、その規定による。

(診療録等の読覧)

第7条、保管中の診療録等は次の各号において読覧することができる。

- (1) 入院および外来診療等診療業務による利用
- (2) 医学教育、医学研究、症例検討会、がん登録、治験におけるデータ収集の資料としての利用
- (3) 診断書等の書類作成のための利用
- (4) 診療録の整理（伝票の貼付等含む）ための利用
- (5) 診療費の請求に必要な場合の利用
- (6) 法律的資料が求められた場合の利用
- (7) 公衆衛生上の必要が生じた場合の利用

- (8) 診療録等の開示に関わる閲覧等の取り扱いについては、別途「大分赤十字病院診療録等の開示に関する規定」を定め、その規定による。
- (9) その他、院長の許可を得た場合の利用

(診療録の貸出)

第8条、 診療録の貸出は原則として禁止する。ただし、次の各号の場合は各々の期間について貸出または帯出することができる。

なお、電子カルテについては、システムからの印刷で対応できる範囲とする。

- (1) 再入院患者の診療にかかる病棟への貸出。貸出期間は基本2週間とするが、それ以上の必要性がある場合は、医療情報管理室に連絡し許可を得るものとする。
- (2) 外来診療にかかる各外来診療科への貸出。貸出期間は当該診療日のみとする。
- (3) 裁判所等の公的機関からの法的要請により、院長の許可を得た場合の最低限度の期間についての貸出または院外帯出。
- (4) その他に公益優先と認められる場合および、診療情報の提供等において院長の許可を得た場合の必要最低限度の期間についての貸出。

(閲覧場所、閲覧方法)

第9条、 診療録の閲覧場所は、原則として医療情報管理室の所定の場所とする。

なお、電子カルテについては電子カルテ運用委員会の承認を得たアクセスの権限表に基づく範囲とする。

- (1) 電子カルテ以前の診療録の閲覧の申し込み、抽出依頼については時間内のみであり、閲覧できる時間は原則として勤務時間内とする。業務の都合上やむを得ない場合に限り、勤務時間外に閲覧を希望する場合は事前に医療情報管理係の許可を得るものとする。
- (2) 診療録等の開示に関わる閲覧等の取り扱いについては、別途「大分赤十字病院診療録等の開示に関する規定」を定め、その規定による。

(閲覧者および借り受けたものの遵守事項)

第10条、 診療録の閲覧者および借り受けたものは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 診療録およびそれに準じる印刷物の院外帯出はいかなる理由があろうとも厳禁する。なお、裁判所等の公的機関からの法的要請により院長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (2) 診療録に基づく個人情報の外部への公開はいかなる理由があろうとも厳禁する。なお、7条、8条の各号に該当し、院長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 診療録を汚損、落丁等することのないよう保全には最大限の注意を払うこと。また、転貸、不正な訂正等を絶対にしないこと。

(附則)

この規定は、平成15年 12月 1日より施行する。

(一部改定) 平成16年 5月 1日

(一部改定) 平成20年 2月 1日

(一部改定) 平成22年 4月 1日

(一部改定) 平成30年 4月 1日

(一部改定) 平成31年 3月31日

診療情報提供（開示）に関する実施要領

大分赤十字病院

1、目的

本実施要領は「大分赤十字病院診療情報提供（開示）に関する規程」（以下規程という）を受けて、大分赤十字病院（以下当院という）における診療情報提供（開示）（以下開示という）の詳細や事務手続き等について、その内容と処理手順を定めたものである。

2、開示手順について

- (1) 規程に定める開示を請求しようとする患者またはその正当な代理人（以下対象者という）は様式 1 の個人情報開示申請書（以下申請書という）を記載し、当院の院長宛に申請するものとする。

* 必要書式等 ①個人情報開示申請書

- (2) 申請の受付とそれに関する実際の事務処理は、当院医療情報管理室に受付窓口を設け、院長が指定した職員が対応するものとする。
- (3) 対象者から開示を希望する旨の申し出があった場合、受付窓口は申請書の記載事項及び開示の対象者の証明となるもの（健康保険証等）を確認した上、申請を受け付けるものとする。（対象者については別途下段 3、を参照）

本人以外については委任状（遺族の場合は家族を証明するもの）を確認する。

この時受付窓口では申請者に対して、開示のため稟議が必要であり、一定の時間（2 週間程度）が必要であることと、定められた費用が発生することを申し添えることとする。 * 必要書式等 ①身分証明書 ②（委任状） ③手数料について

- (4) 申請を受け付けた窓口は、速やかに開示要求について担当医もしくは担当診療科部長に連絡し、診療情報の提供に関する指針の第 6 条「提供をしないことができる診療情報」について抵触するかどうかの判断を聴取する。
- (5) 上記（4）で意見が出た場合は、速やかに診療録開示委員会の開催申請を委員長へ行い、開催の申請を受けた委員長は直ちに委員を招集し、開示の可否について討議する。
- (6) 特に意見が出ない場合、委員会は招集されず通常の内稟議にかける。

* 医療業務支援課長→総務課長→事務長→担当診療科部長→副院長→院長

- (7) 開示の可否については規程の定めるところにより、申請を受けた日の翌日から 14 日以内に対象者へ通知することとする。
- (8) 稟議を終え開示が決定した後、窓口は必要な診療録及び必要となる関係資料を準備し、対象者が開示を受ける期日までに備えるものとする。
* 必要書式等 ①手数料請求書・領収書
- (9) 開示できないと決定された場合や、開示の内容に不満のある場合、申請者には、苦情処理の受付窓口があることを説明する。

*担当窓口は ①院内：社会課（内線：257）

②院外：県医師会医療相談窓口

3、開示の対象者について

診療録等の開示の対象者（以下「対象者」という）は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外のものが患者に代わって開示を求めることができるものとする。

- (1)患者の法定代理人がいる場合には、当該患者の同意を得た法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (2)診療契約に関する代理権を付与されている任意後見人。
- (3)患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者。
- (4)患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、当該患者の同意を得た現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者。
- (5)遺族に対する診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。
ただし、開示の対象者、開示の範囲及び内容、開示方法等については、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重し判断する。

4、その他

- (1) 原則、開示することは規程に定められている。
- (2) 本実施要領は、平成15年12月1日より施行する。

附則：H20年2月1日一部変更

附則：H27年4月1日一部変更

附則：R元年3月4日一部削除（ただし、郵送による申請は認めない）